

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	南あわじ市

南あわじ市鳥獣被害防止計画

(計画期間：令和 8 年度～令和 10 年度)

<連絡先>

担当部署名 南あわじ市産業建設部農林振興課
所在地 南あわじ市市善光寺 22 番地 1
電話番号 0799-43-5223
F A X 番号 0799-43-5323
メールアドレス nourin@city.minamiawaji.hyogo.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ（以下、シカという）、イノシシ、ニホンザル（以下、サルという）、イタチ、テン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	南あわじ市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	水稲	0.63ha 749千円
	野菜	1.13ha 6,261千円
	果樹	0.03ha 80千円
	計	1.79ha 7,090千円
イノシシ	水稲	5.61ha 6,678千円
	果樹	0.30ha 802千円
	計	5.91ha 7,480千円
サル	被害数値は計上していないが、目撃情報や被害報告があり、今後被害が拡大する可能性がある。	
イタチ、テン	被害数値は計上していないが、屋根裏等への侵入による生活被害が報告されている。	

(2) 被害の傾向

集落が設置する防護柵の整備を順次進めているが、平成29年度に沼島地域でイノシシが確認され、シカの生息域が諭鶴羽山系周辺のみならず市内西部に拡大しているなど、有害鳥獣の被害は年々広域化しており、捕獲頭数は令和元年度に急増して以降、高い水準で推移している。

イノシシは農作物の食害や踏み荒らし、畦畔の掘り返し等依然深刻な被害をもたらしている。生息域の拡大に伴い、生活環境被害を含む住宅地周辺での被害も増加傾向にある。特に沼島地域では生息頭数が200頭以上と推定されており、生息密度が非常に高くなっている。

シカは水稲を中心に農作物被害や樹木の被害が継続している。近年は市内西部の山系での目撃が増えつつある等、生息域が拡大している。

サルについては、灘地区を中心に行動域が拡大しており、野菜、果物の食害が発生しているほか、住宅地を含めた市内の広範囲でハナレザルが目撃されている。

イタチ、テンについては、屋根裏等への侵入により、騒音・悪臭等の生活被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	獣種	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害面積	シカ	1.79ha	1.61ha
	イノシシ	5.91ha	5.31ha
被害金額	シカ	7,090千円	6,381千円
	イノシシ	7,480千円	6,732千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>1. 捕獲活動の実施 有害鳥獣捕獲班（5班体制）を編成し捕獲活動を実施してきた。</p> <p>2. 捕獲機材の整備 南あわじ市鳥獣被害防止対策協議会にて捕獲機材を整備し、捕獲活動を支援してきた。また、ICT機器導入等による捕獲効率の向上を推進した。</p> <p>3. 捕獲の担い手の確保 狩猟免許取得にかかる助成や初心者研修会の開催により次世代の従事者の確保を推進した。</p> <p>【有害鳥獣捕獲実績】 （令和4年度）シカ609頭、イノシシ1,102頭、サル7頭 （令和5年度）シカ519頭、イノシシ1,102頭、サル14頭 （令和6年度）シカ696頭、イノシシ1,241頭、サル2頭</p>	<p>捕獲班の熱心な活動により多数の有害鳥獣捕獲をおこなっているが、野生鳥獣の生息個体数、生息域が非常に大きいため、なかなか農作物被害は収束に向かわない。</p> <p>生活環境被害も発生しているが、住宅地近隣の捕獲は難しく、現場に合わせた有効な対策を模索する必要がある。</p> <p>また、野生動物の生息域が拡大傾向にある中、捕獲従事者も高齢となってきており、対応が困難となっている。引き続き捕獲従事者の確保と技術継承を推進する必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>1. 防護柵整備支援 防護柵の設置にかかる補助及び指導を行ってきた。</p> <p>2. 整備用資機材の整備</p>	<p>野生鳥獣の生息域の拡大に伴い、被害範囲が拡大している。</p> <p>集落単位での対策の重要性から、集落全体の対策を推進する必要がある。</p>

	<p>南あわじ市鳥獣被害防止対策協議会にて杭打ち機等、防護柵整備に必要な資機材を集落に貸与し、集落の整備活動を支援してきた。</p> <p>【防護柵整備実績】 令和4年度：延長 3.44km 令和5年度：延長 9.55km 令和6年度：延長 4.10km</p>	<p>また、既存の防護柵についても、老朽化により十分な役割を果たせていない箇所も出てきており、修繕及び更新等の対応が必要である。</p>
<p>生息環境管理 その他の取組</p>	<p>野生動物共生林整備事業等を活用し、緩衝帯の整備を図っている。</p>	<p>関係する地権者の間で獣害に対する認識の隔たりがある場合、緩衝帯の整備に係る合意形成が困難な場合がある。</p>

(5) 今後の取組方針

市全体で鳥獣被害防止対策を推進するため、南あわじ市鳥獣被害防止対策協議会を中心に、行政機関及び住民が一体となり、個体数調整、被害防止対策、捕獲体制の強化、生息環境管理等、総合的な対策を実施する。

1. 有害捕獲および個体数調整

シカ、イノシシについては個体数が多く、年間を通じて捕獲を実施することで、生息域の拡大を抑え被害軽減を図る。

サル、イタチ、テンについては、被害状況に応じ、農業被害や生活被害を発生させている個体または群れを対象とした必要最小限の有害捕獲を実施することとする。

2. 被害防止対策

地元住民に対し市内モデル集落の事例、有識者からの助言等による被害防除に係る知識の普及啓発を実施することで、有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりを推進する。合理的な防護柵の設置と管理のほか、撃退用機器や忌避剤による被害防除対策、地域が提案する独自の取組み、集落全体で取り組む自主的な対策等を支援する。鳥獣被害防止対策のモデルに据える集落については、有識者と連携し引き続き集落の対策推進を図る。

沼島地区では、離島という環境下にありながら近年イノシシの生息規模が急拡大しており、県と連携し調査を進めながら捕獲の推進を図る。

サル対策においては、必要に応じた捕獲や被害対策を実施するとともに、県や近隣市と協力し、個体数の把握や生息状況の調査を行うとともに、被害や捕獲などに関する情報を共有して、広域かつ一体的な被害対策に取

り組む。

3. 捕獲従事者の育成確保

後継者の育成を図るべく、狩猟免許取得に係る助成を継続するとともに、捕獲技術を学ぶ機会として初心者向け研修会を開催する。

また、県が三木市吉川町に整備した兵庫県立総合射撃場「ハンターズフィールド三木」において、銃猟及びわな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を進める。

4. ICT等新技術の活用

捕獲機材の無線化等、ICT機器の利用推進により捕獲効率を向上させることで、捕獲従事者の負担軽減を図る。

5. 加工処理施設の活用

捕獲従事者の捕獲後処理に係る負担軽減のため、既存加工処理施設の機能拡充を推進するとともに、県や近隣市と連携し、ジビエ関連事業の活性化を図る。

また、市におけるジビエ利用の方向性や方策等を検討する中で、新たな処理加工施設やジビエカーの整備について併せて検討していく。

6. 生息環境管理の推進

野生動物共生林整備事業等を活用することにより、防護柵と一体となった緩衝地帯の整備等の森林整備を推進し、農作物被害の軽減を図る。

7. その他

センサーカメラ、踏査による調査等を活用し野生動物の生息状況を把握するとともに、収集した情報を今後の対策検討に活用する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲は、有害鳥獣捕獲班を編成し捕獲班を中心に各構成団体の協力体制のなかで実施する。シカ、イノシシの捕獲は、ライフル銃以外の銃器又はわなを基本とするが、捕獲場所の状況により、これらの方法で捕獲が困難な場合や、捕獲従事者が対象鳥獣から危害が加えられる危険性が高い場合は、捕獲能力が高いライフル銃を使用する。

野生動物の生息域の拡大、また捕獲従事者の高齢化についても狩猟免許取得にかかる助成、初心者の技術向上を目的とした研修会の開催等を継続的に実施することで、捕獲に従事する人材の育成確保をすすめる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 令和9年度 令和10年度	シカ、イノシシ、サル	狩猟免許の取得促進、研修会の開催 捕獲機材、ICT機器の導入

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>対象鳥獣の生息域は拡大しており、水稻を中心に農作物の食害や踏み荒らし、畦畔の掘り返し等依然深刻な被害をもたらしている。</p> <p>今後も継続的に捕獲圧を加える必要があり、近年の捕獲実績及び生息状況、現在の捕獲体制で達成可能な捕獲頭数を考慮したうえで、捕獲計画数を設定する。シカについては、県が策定した特定鳥獣保護管理計画との整合を考慮し、推定生息数に基づいた近年の目標頭数を勘案し設定する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ	有害捕獲：600頭 狩猟期：1,400頭 (管理計画で定めた内数)	有害捕獲：600頭 狩猟期：1,400頭 (管理計画で定めた内数)	有害捕獲：600頭 狩猟期：1,400頭 (管理計画で定めた内数)
イノシシ	有害捕獲：1,100頭 狩猟期：900頭	有害捕獲：1,100頭 狩猟期：900頭	有害捕獲：1,100頭 狩猟期：900頭
サル、イタチ、テン	農業被害や生活被害を発生させている個体または群れを対象とし、必要最小限		

捕獲等の取組内容
<p>被害軽減を目的とし、年間を通じた捕獲を実施するものとし、狩猟期間以外においても自治会長から市への捕獲要望があった集落を対象とし、捕獲班等による有害捕獲活動を実施する。</p> <p>シカ、イノシシについては、銃器、箱わな、くくりわな等を用いた捕獲による個体数調整を実施する。</p> <p>シカについては、管理計画の捕獲目標を達成するため、狩猟に関しては狩猟期捕獲拡大事業等を活用して捕獲を推進する。</p> <p>サル、イタチ、テンについては、被害状況に応じ、箱わな等を用いた必要最小限の有害捕獲を実施する。</p> <p>併せて捕獲に係るICT機器の導入を進め、捕獲効率の向上を図る。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
シカ、イノシシの捕獲は、ライフル銃以外の銃器又はわなを基本とするが、

捕獲場所の状況により、これらの方法で捕獲が困難な場合や、捕獲従事者が対象鳥獣から危害が加えられる危険性が高い場合は、捕獲能力が高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南あわじ市全域	イタチ、テン

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ	金網柵・ワイヤーメッシュ柵・電気柵 12,000m	金網柵・ワイヤーメッシュ柵・電気柵 6,000m	金網柵・ワイヤーメッシュ柵・電気柵 6,000m
イノシシ	金網柵・ワイヤーメッシュ柵・電気柵 1,000m	金網柵・ワイヤーメッシュ柵・電気柵 1,000m	金網柵・ワイヤーメッシュ柵・電気柵 1,000m

※整備内容については、鳥獣被害防止総合対策事業の予算の内示状況により影響を受ける。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 令和9年度 令和10年度	シカ イノシシ	防護柵の適切な設置及び維持管理に係る知識の普及啓発を図る。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 令和9年度 令和10年度	シカ イノシシ サル	緩衝地帯の整備等の森林整備を推進するとともに、放任果樹や農作物残渣の除去のほか、無意識の餌付け行為への注意喚起など、被害防止に関する知識の普及啓発を図る。 その他、集落が実施する防護柵の整備・補修や生息環境管理、追払い等の取組を支援する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
兵庫県猟友会地元支部 (捕獲班、鳥獣保護管理員)	捕獲活動の実施
兵庫県淡路県民局 洲本農林水産振興事務所	関係機関との連絡調整 情報提供・助言・指導 住民等への広報
兵庫県警察南あわじ警察署	住民通報・現場対応 情報提供・助言・指導
南あわじ市	現地確認 捕獲班、鳥獣保護員への捕獲依頼 住民等への広報

(2) 緊急時の連絡体制

住民等からの情報 ⇒ 南あわじ市 ⇒ 捕獲班、鳥獣保護管理員 ⇒ 関係機関 ⇒ 住民向けメール発信等
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした現場での埋設、処理施設での焼却（減容化含む）または加工処理、自家消費等を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品およびペットフードとしての利活用について、既設の加工処理施設、狩猟団体等と連携して生産規模の拡大と活性化を図る。 市におけるジビエ利用の方向性や方策等を検討する中で、処理加工施設やジビエカーの整備について併せて検討していく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南あわじ市鳥獣被害防止対策協議会	
構成機関の名称	役割	
兵庫県淡路県民局 洲本農林水産振興事務所	関連法の指導、保護管理計画の推進 県研究機関との技術支援の調整 被害防除技術や対策の普及・啓発 野生動物共生林整備事業等の森林整備指導、森林等の生息環境管理手法の検討支援	
あわじ島農業協同組合	被害防除技術や対策の普及・啓発	
兵庫県猟友会地元支部(捕獲班)	捕獲活動の実施	
地元農会、自治会	地元住民との調整・周知	
吉備国際大学	関連調査研究	
ジビエ加工処理事業者	捕獲従事者の捕獲後処理に係る負担軽減 ジビエ食材としての利活用	
兵庫県農業共済組合	農会が取り組む被害防除活動の支援	
南あわじ市農業委員会	被害防除技術や対策の普及・啓発	
南あわじ市	協議会事務局、関係機関の連絡調整 捕獲許可証の交付・捕獲業務の指導 被害情報の収集・整理 被害防除技術や対策の普及・啓発 捕獲従事者の育成確保	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県森林動物研究センター	野生動物に関する調査研究、被害防除の指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

狩猟免許を取得している市職員を中心に構成する。 活動内容：鳥獣被害に係る広報・啓発活動の実施、捕獲補助等

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市ホームページや広報誌、チラシ等により、農業者だけでなく一般住民にも被害防止対策について啓発し、地域における主体的な取り組みを推進する。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

住宅街において有害鳥獣（サル、シカ、イノシシ等）が出没した場合は、市、県、警察等関係機関が連携して、周辺住民への注意喚起を促すと共に被害軽減に努める。

また、市内においても野生イノシシの豚熱感染が確認されていることから、引き続き感染状況を注視していくとともに感染拡大防止に向けて兵庫県と連携し捕獲従事者や加工処理施設職員に対し防疫措置の重要性の周知に取り組む。